

環境 NEWS (第21回)



全日本サーフキャスティング連盟本部 環境部

今回は『漁業権』についてのお話です。

海や河口で投げ釣りをする場合、我々が気になるもののひとつに『漁業権』があると思います。地元の漁師さんたちとのトラブルは、決してこちらからは起こしたくないですよ。なぜなら、ゴミや騒音問題などとともに、釣り禁止の原因になるからです。マナー遵守とともに、ルールを知っておくことも重要なことだと思います。相手側は生活がかかっていますが、我々の釣りは、あくまでも趣味の範囲なのですから。

『漁業権』とは、一定の水面において特定の漁業を営むことのできる権利をいい、行政庁の免許によって設定されるものです。

具体的には、陸地に近い「海面」と、河川や湖などの「内水面」で、地域の漁業関係者からの申請により、各行政庁が採取する魚類・貝類・海藻類など具体的な個別名で漁期間などを規定しています。

また、行政庁によっては、釣りに関するルールを設けているケースもありますので、釣りに行かれる地域のルールに従ってください。(例えば、ひき縄釣り(トローリング)による採捕は禁止...など)

なお、ルールは時々改定されますので、最新の情報をご覧ください。

<ご参考> 水産庁 HP:分野別情報:漁業権について

漁業権制度について

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの(漁業権侵害)に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権(採貝採藻など)、②区画漁業権(真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖など)及び③定置漁業権(大型定置など)の3種類に大別。

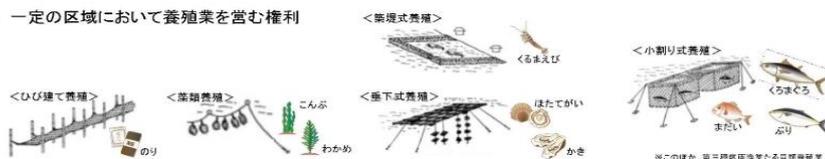
■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

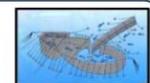
- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



※このほか、第三種底層漁業たる真珠養殖等

■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・ 大型定置(身網の設置水深が原則27m以上の定置)等を営む権利
※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



水産庁